

東海旅客鉄道株式会社

代表取締役社長

山田 佳臣 様

リニア中央新幹線整備に対する意見

平成26年3月20日

長野県知事 阿部 守一

鉄道網整備につきまして、日頃から格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

リニア中央新幹線は、経済の活性化、交流人口の拡大など、地域の発展に大きく寄与することから、長野県としてもその整備促進に取り組んでいるところですが、昨年秋の環境影響評価準備書によって工事計画の概要が明らかとなり、沿線地域から多くの課題が指摘されています。

よって、中央新幹線環境影響評価準備書についての意見に加えて、下記の事項について、格段の配慮がなされるよう意見を提出します。

- 1 全国新幹線鉄道整備法の趣旨を踏まえ、地域の振興に資する鉄道をめざすとともに、県内駅へ停車する列車本数を十分に確保すること。
- 2 リニア整備事業を進めるにあたっては、沿線地域の自治体と十分な意思疎通を図り、自治体との確固たる信頼・協力関係の構築に努めること。
- 3 事業に対する住民の理解が得られるよう、地元（*）において建設工事及び用地取得等に関する十分かつ丁寧な説明を行うこと。

* 地元：建設工事により影響を受ける地域

- 4 建設工事に伴う住民生活への影響の低減策について、地元自治体（*）との十分な協議を通じて合意形成を図り、協定等を締結するなどして、住民の不安を払拭するよう努めること。

* 地元自治体：建設工事により影響を受ける地域の自治体

- 5 鉄道施設の建設にあたっては、計画案を早期に示すとともに、生活環境、地域のコミュニティの維持、地元のまちづくりに関する意向などに配慮し、地元と十分な協議・調整を行うこと。
- 6 工事の実施にあたっては、地域への貢献に努め、資材・機材の調達及び工事の発注に際して県内業者を優先するなど、地元企業の受注機会の確保・拡大に配慮すること。
- 7 建設工事に伴う発生土（残土）の処理は、JR東海が責任を持って対応するとともに、住民生活への影響の低減に向け、環境影響評価準備書についての知事意見で述べた事項に加えて、次の事項に取り組むこと。

(1) 発生土に関して、以下の事項について関係自治体（*）と十分な協議を行うこと。

- ・発生土の搬出、運搬、活用に伴う住民生活及び自然環境への影響の低減策
- ・発生土を運搬する車両の運行計画（車両台数、運行時間等）
- ・発生土を運搬する経路
- ・上記のほか、関係自治体から要望があった事項

*関係自治体：発生土を搬出する市町村、運搬経路となる市町村、発生土を活用する市町村

(2) 発生土の運搬及び工事車両（以下、工事用車両）の通行に関して、以下の事項を原則とし、道路管理者をはじめとする関係機関と十分な協議を行うこと。

- ・ 工所用車両の運行計画、経路の立案にあたっては、住民生活に利用されている道路の利用を前提とせず、自動車専用道路（高速道路）の利用や新たな工所用道路の設置を原則とすること。
 - ・ やむを得ず住民生活に利用されている道路を利用する場合は、道路の拡幅や安全対策等を実施し、一般交通に支障が生じないよう万全の対策を講じること。
 - ・ 国道 153 号、国道 256 号、主要地方道松川インター大鹿線、一般県道上飯田線など、特に多くの利用が想定されている道路について万全の対策を講じること。
 - ・ 工所用車両の通行に必要な工事は、原因者である J R 東海が実施すること。
- (3) 発生土に重金属等が含まれていないかを調査し、法令で定められた基準に適合しない結果が観測された場合は、これを公表するとともに、法令に則り適切に処分すること。
- (4) 発生土の仮置き・活用については、法令に従い、防災上の影響が生じないように適切に対応すること。
- (5) 発生土の活用及び運搬に関して問題等が生じた場合は、関係自治体及び関係機関と協議の上、J R 東海の責任において迅速な解決を図ること。

- 8 リニア駅とJR飯田線との乗換えの利便性確保に向けて、地元自治体と十分な協議を行うこと。また、JR飯田線及び中央本線の利便性向上や活性化等について、地域と連携して取り組むこと。
- 9 建設予定地には、南海トラフ地震や深層崩壊などの自然災害の影響を受ける可能性がある地域が含まれていることから、列車運行の安全性確保に向けて、あらゆる手立てを駆使して万全の対策を講じること。また、将来の電力事情を見据え、省電力化に取り組むこと。
- 10 リニア中央新幹線建設という大型プロジェクトの完遂及び開業後の事業の継続性確保に向け、今後も安定的な経営を維持すること。

平成26年3月20日

長野県知事 阿部 守一